

指 令 第 1 8 0 号

一般廃棄物処理業等許可証

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

令和 8年 1月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業等については、神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社 勝田環境RC事業部
許 可 種 別	一般廃棄物収集運搬業
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物 ごみ（可燃ごみ）
営 業 の 区 域	神栖市内
営 業 の 許 可 期 間	令和 8年 4月 1日 から令和10年 3月31日
許 可 条 件	業の遂行にあたっては、法律・条例等または指示事項を遵守すること。車両には社名、所在、連絡先を明記すること。また、神栖市の許可車両であることを掲示すること。

令和 8年 3月11日

神栖市長 木内 敏之

